

告示分析法等改正戦略会議専門委員会会費に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、告示分析法等改正戦略会議（以下、「戦略会議」という。）運営規程第8条第2項の規定に基づき、告示分析法等改正戦略会議専門委員会会員の会費に関する事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会費は、入会費及び年会費とし、一度納入された会費は、その後に退会した場合においても返還しない。

(入会費)

第3条 入会費については、運営規程第8条に定める戦略会議専門委員会正会員（以下、「専門委員会正会員」という。）に対して定めるものとし、原則として1会員当たり10万円とする。なお、戦略会議専門委員会準会員（以下、「専門委員会準会員」という。）に対しては無料とする。

2 入会費は、専門委員会設立時点の翌々月末までに納入しなければならない。ただし、設立以降に追加で入会が承認されたものは、承認後、速やかに年会費を納入しなければならない。

(年会費)

第4条 戦略会議が必要と判断した場合、専門委員会の活動状況に応じて別途年会費を定めることができる。

2 専門委員会正会員の年会費は、専門委員会の活動に必要な経費を踏まえ、戦略会議が年額を定める。なお、専門委員会準会員に対しては無料とする。

3 年会費は、毎年4月1日時点の会員種類に応じた金額を6月末までに納入しなければならない。ただし、年度の途中において入会が承認されたものは、会員証を受領した後、速やかに年会費を納入しなければならない。

附則

本細則は、2025年5月●日から施行する。